

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

7 入札書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額(免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額)を記入してください。

なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

8 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

【例】 ¥ 123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は、認められません。

(工事費内訳書の提出)

9 入札参加者は、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。

なお、工事費内訳書の内容は、落札後の契約内容を拘束するものではありません。

(入札書の引換え等の禁止)

10 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の無効)

11 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき、又は1人で同一事項に対し、金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。
- (5) 入札者が協定して入札したとき。
- (6) 入札に際して不正の行為があったとき。
- (7) 入札執行前に公表された予定価格を上回る金額で入札したとき。
- (8) 入札書と工事費内訳書が対応しないとき、又は工事費内訳書の提出がないとき。
- (9) 入札者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) その他入札の条件に違反したとき。

(入札の中止等)

12 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

(1) 指名競争入札において入札参加者が1人であるとき。ただし、災害復旧工事のうち、緊急性が高く再度の入札実施により災害復旧に影響が及ぶおそれがある指名競争入札（電子入札案件に限る。）の場合は、この限りでない。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(落札者の決定)

13 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（総合評価方式による競争入札においては「価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者」とする。以下同じ。）を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序をみだすおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、他の入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

また、あらかじめ最低制限価格又は失格判断基準を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格又は失格判断基準以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

14 前項のただし書きに該当するおそれのある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければなりません。

(くじによる落札者の決定)

15 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

ただし、郵便入札の方法等のため、当該入札者のうち出席しない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。

電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行います。

(入札回数)

16 入札回数は、予定価格が事前公表の場合は1回、事後公表の場合は2回を限度とします。

なお、入札の結果、落札者がいないときは、最低の価格（総合評価方式の場合は最高の評価値）をもって入札した者と協議する場合があります。ただし、予定価格との差額が大きい場合、指名競争入札は指名替えを、制限付一般競争入札は条件を変更した制限付一般競争入札又は指名競争入札を行う場合があります。

(再度の入札に参加できない者)

17 次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の入札に参加できません。

(1) 1回目の入札において第11項第1号、第2号、第5号、第6号、若しくは第9号により無効とされた入札をした者、又は1回目の入札に参加しない者

(2) 1回目の入札において最低制限価格又は失格判断基準を下回る価格で入札した者

(契約書の提出)

18 落札者は、落札の決定を受けたときは、その日から7日以内に執行規則様式第3号による契約書に記名押印のうえ市に提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

19 落札者が、前項の期限内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

20 落札者は、前項の規定により、落札が無効とされた場合には、免除された入札保証金に相当する金額の違約金を納付していただきます。

(契約の保証)

21 落札者は、契約（1件300万円未満の工事に係るもの及び災害その他の理由により市長が特に認める工事に係るものを除く。）の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のいずれかを付してください。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 前号に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関又は前払金保証事業会社の保証
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 債務不履行による損害をてん補する履行保証保険契約の締結

22 前項に規定する保証に係る保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上の額としてください。

23 第20項第5号に掲げる保証を付したときは、直ちにその保険証券を市長に寄託してください。

(建設業退職金共済制度への加入)

24 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握したうえで、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、発注者に提出して下さい。

提出様式は、静岡市ホームページに掲載しています。

なお、対象労働者数及び就労日数の的確な把握が困難な場合は、次に掲げるところを参考に証紙を購入してください。

- (1) 土木工事 消費税及び地方消費税分又は消費税及び地方消費税相当分を除いた請負代金額の1,000分の2.1に相当する額
- (2) 建築工事 消費税及び地方消費税分又は消費税及び地方消費税相当分を除いた請負代金額の1,000分の1.5に相当する額

25 建退共証紙を購入しない場合は、その理由を記載した書面を提出してください。

(下請負の適正化)

26 受注者は、静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱の規定を遵守して、同一工事入札参加者間の下請負や不必要な重層下請負を行わないよう留意してください。

27 受注者は、第11項第9号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはなりません。

28 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはなりません。

29 受注者が、第27項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含みます。以下第30項において同じです。）を求めることができます。

30 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとします。

(落札者が特に注意すべき事項)

- 31 落札決定から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、当該落札決定を取り消し、契約を締結しません。
- 32 契約後に、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約を解除します。
- 33 前項の排除の対象は、下請その他の当該契約に関連する契約の相手方に及びます。
- 34 当該契約に係る事業の遂行に当たって暴力団等による不当な行為を受けた場合の措置については、次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 受注者は、暴力団員等による不当行為を受けた場合は、発注者にその旨を文書で報告しなければなりません。
 - (2) 前号による発注者への報告を行った場合は、所轄の警察署長へ通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければなりません。
 - (3) 受注者は、暴力団員等による不当行為を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとします。
 - (4) 不当行為を受けたにもかかわらず発注者及び所轄の警察署長への報告（通報）等を怠った場合は、入札参加停止の措置をとるものとします。
- （異議の申立て）
- 35 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることができません。
- （随意契約による見積執行）
- 36 第2項、第3項、第5項から第8項まで、第10項、第11項第1号から第6号まで及び同項第9号、第18項、第19項、第21項から第35項までの規定は、随意契約による見積執行を行う場合について準用します。この場合において、第6項中「静岡市建設工事執行規則様式第1号」とあるのは、「執行規則様式第2号」と読み替えるものとします。

附 則

この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号

辞 退 届

1 入札番号 第 号 ()

2 工事名 年度 第 号
工事

年 月 日執行の上記工事の入札は、都合により辞退します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

名 称

氏 名



委任状

下記の工事について
入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

1 入札番号 第 号 ()

2 工事名 年度 第 号

工事

3 工事場所 静岡市

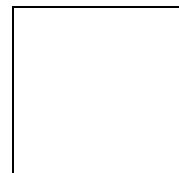
年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所
委任者 名 称
氏 名

印

代理人使用印鑑



(注) 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を市に提出するとともに入札書又は見積書に入札者又は見積り者の表示を行ったうえ、代理人の氏名を表示し、代理人使用印を押印してください。